

児童虐待相談の状況について

1 要旨

令和7年度の県内の児童虐待相談に係る調査結果（速報値）を報告する。

2 概要

- (1) 調査対象 県内の児童相談所（県こども家庭センター、広島市児童相談所（一部））
(2) 対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 調査結果（速報値）

(1) 県内児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

令和7年度の県こども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、3,585件で、前年度に比べ122件増加し、過去最多となった。

広島市児童相談所を加えた県全体の件数は、6,820件となり、前年度に比べ171件増加し、過去最多。

(件数)

年度 区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691	(集計中)
広島県計	3,480	3,678	4,019	4,518	4,604	4,907	5,454	6,380	6,649	6,820
広島県	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131	3,541	3,463	3,585
広島市	1,414	1,625	1,776	1,731	1,736	1,951	2,323	2,839	3,186	3,235

(2) 県こども家庭センターにおける児童虐待相談の状況

県こども家庭センターが令和7年度に対応した虐待相談について、アの処理状況の内訳では「助言指導」が最多で約84%、イの経路の内訳では「警察等」と「市町」が多く合わせて約62%、ウの主な虐待者の内訳では「実母」、「実父」が多く合わせて約91%、エの相談種別の内訳では「心理的虐待」が最多で約47%を占めている。オの虐待相談のうち親子分離した件数の推移は、令和7年度は58件で、前年度に比べ36件減少している。

ア 虐待相談の処理状況

(上段：件数、下段：構成比%)

	施設入所	里親等委託	児童福祉 司指導	継続指導	他機関斡旋	市町村送致	助言指導	その他	合計
R6	84	10	67	232	45	140	2,808	77	3,463
	2.4	0.3	1.9	6.7	1.3	4.0	81.1	2.2	100.0
R7	38	20	76	263	47	94	3,041	51	※3,630
	1.0	0.6	2.1	7.2	1.3	2.6	83.8	1.4	100.0

※) 1件の相談に対し複数の処理をする場合があるため、合計値が児童虐待相談対応件数と一致しないことがある。

イ 虐待相談の経路

(上段：件数、下段：構成比%)

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員	医療 機関	保育所 認定こども 園	児童福 祉施設	警察等	学校等	市町	その他	合計
R6	180	44	207	33	6	70	11	36	1,327	249	978	322	3,463
	5.2	1.3	6.0	1.0	0.2	2.0	0.3	1.0	38.3	7.2	28.2	9.3	100.0
R7	159	43	234	33	0	44	4	20	1,210	161	1,010	667	3,585
	4.4	1.2	6.5	0.9	0.0	1.2	0.1	0.6	33.8	4.5	28.2	18.6	100.0

ウ 虐待相談で主な虐待者とされている者

(上段：件数、下段：構成比%)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
R6	1,457	282	1,614	25	85	3,463
	42.1	8.1	46.6	0.7	2.5	100.0
R7	1,548	239	1,716	21	61	3,585
	43.2	6.7	47.9	0.6	1.7	100.0

エ 虐待相談の相談種別

(上段：件数、下段：構成比%)

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	うち面前DV	合計
R6	960	715	47	1,741	1,146	3,463
	27.7	20.6	1.4	50.3	33.1	100.0
R7	957	879	58	1,691	1,230	3,585
	26.7	24.5	1.6	47.2	34.3	100.0

オ 虐待相談のうち親子分離（施設入所、里親等委託）した件数の推移

(件数)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
施設入所	65	64	74	83	60	54	62	48	84	38
里親等委託	1	2	7	3	14	2	6	11	10	20
計	66	66	81	86	74	56	68	59	94	58

4 今後の対応

児童虐待防止対策の充実のため、県子ども家庭センター及び市町の更なる機能強化に取り組む。

(1) 県子ども家庭センターの機能強化

- 児童福祉司、児童心理司の計画的な確保・育成、定着支援
- 里親支援センターの設置などによる民間と協働した支援の強化

(2) 市町の機能強化

- 市町子ども家庭センターの設置などによる児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援体制の強化
- 子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業等の家庭支援事業の実施による在宅支援の充実
- 研修等による市町職員の専門性の向上